

論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博 士 (学 術)	氏名	室 岡 順 一
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
<p>論 文 題 目</p> <p>小学校における農業体験学習の活動内容とその教育的意義 -学校農園型を中心とした分析-</p>			
<p>論文審査担当者</p> <p>主 査 教 授 田 中 秀 樹</p> <p>審査委員 教 授 山 尾 政 博</p> <p>審査委員 教 授 谷 田 創</p> <p>審査委員 准教授 細 野 賢 治</p>			
<p>〔論文審査の要旨〕</p> <p>1980年代半ば頃から、小学校において農業体験学習が活発に行われるようになり、今では約8割の小学校で農業体験学習が行われるようになっている。本論文は、学校農園における農業体験学習を、作物育成活動を通じた、学習主体としての児童による学習活動ととらえ、その教育的意義を実証的に検討している。</p> <p>本論文は7章で構成されている。序章では、農業体験学習が行われるようになった時代的背景を検討するとともに、従来の農業体験学習研究においては、その教育的意義が児童の体験活動に即して内在的に明らかにされていないことを問題とした。農業体験学習は都市人口が拡大し、農業が疎遠となった段階において発生し普及している。また、従来の農業体験学習研究においては、児童を活動主体、すなわち学習主体として明確に位置づけおらず、教育的意義も収穫の喜びといった情動面にとどまり不十分であった。</p> <p>1章では、既往の実践記録等を時期ごとに分け、そこでの活動内容と教育的意義を検討した。1960年代半ば以前の「学校園」における作物栽培の時代は、教科の実物材料を提供することを主目的としており、その後の農業体験学習とは区別される。その後の農業体験学習は、農作業体験そのものを重視し、作物育成の苦労や収穫の喜びを通して、他者との協調や感謝の気持ちを醸成しうることを教育的意義とした。教育的意義は喜びや感謝といったレベルで把握されていた。</p> <p>2章は、農業体験学習の活動内容を分析する枠組みとして、学習活動主体としての児童の視点から、活動対象＝作物、活動手段＝農機具および農園、地元の農業者などの活動協力者、教育主体としての教師という6つの基本要素に分けることを提案した。</p> <p>3～5章は農業体験学習の実証研究であり、3章は低学年、4～5章では複数学年による体験学習を対象とした。3章は、低学年の研究が少ないため、1年生1クラスの1年間の野菜栽培活動を対象とした。児童の作文をテキストマイニングの手法で分析した結果、低学年児童の対象作物栽培に関わる知識・技能が身につく、収穫を通して充実感や自己肯定感を得ていることを明らかにした。また低学年児童の場合、児童は対象作物と直接向き合う</p>			

ことが中心で、他者との共同作業に課題があることも指摘している。

4章では、異学年集団による地域の伝統野菜栽培活動を対象とした。異学年集団活動を通して、低学年児童の協調性が育まれていること、6年生のリーダーとしての役割発揮が見られ、農業体験学習は異学年集団活動に適していること、また、伝統野菜は地域の活動協力者の協力が得られ、児童の地域への視野が広がるなど、教材として優れていることを実証的に明らかにした。

5章は、4章と同一の事例を対象として、児童の作文等の分析を通して、農業体験学習の教育的意義を検討した。その結果、3章の「知識・技能」「充実感・自己肯定感」に加え、他者との共同作業といった集団編成能力の向上がみられたことを明らかにした。

6章は全体のまとめであり、農業体験学習の活動内容とその教育的意義を整理した。農業体験学習は、児童を学習主体とする体験的な学習活動であり、その活動内容は、教材としての作物育成を通して、作物育成から収穫、調理、給食へ、低学年による作物栽培から異学年集団活動への展開、そこにおける教師の役割や地域活動協力者の支援への広がりが見られたこと。その教育的意義は、作物栽培の知識・技能、他者との共同作業による集団編成能力の向上、それらに裏付けられた、収穫の喜びと行った充実感・自己肯定感がみられたと整理した。

本論文は、以上のように、児童を活動＝学習主体として明確に位置づけることにより、農業体験学習活動の分析枠組みを整理し、作物育成から始まる活動内容の展開過程を実証的に検討し、その教育的意義も、学習主体としての児童に即して明らかにしたことに特徴がある。農業との接点が少なくなっている現代において、小学校における農業体験学習は重要である。農業体験学習の教育的意義の整序にはまだ課題が残されているが、本論文は、農業体験学習研究を大きく引き上げた作品と評価できる。

.....

以上、審査の結果、本論文の著者は博士（学術）の学位を授与される十分な資格があるものと認められる。